

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北工業大学の行動指針（BCP）

2020年7月16日改正

本学 危機 Lv	段階		授業 (講義・演習・実習)	学生の課外活動	学内会議	事務体制	研究活動
－	0	通常	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
【Lv0】 県内で患者 が発生してい ない場合	1	一部制限	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業も行いますが、オンライン授業を推奨します。	感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議も行いますが、オンライン参加を推奨します。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。ただし、可能な範囲で時差出勤、在宅勤務も推奨します。	◆感染拡大の防止に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができます。
【Lv1】 県内で発生 報告があった 場合	2	制限－小	オンライン授業を積極的に実施します。ただし、感染防止に配慮をして対面授業を実施することができます。	原則禁止	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議に移行します。	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、職員の時差出勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。	◆研究活動は続行できますが、感染拡大の防止に最大限の配慮をしつつ、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。
【Lv2】 感染拡大し 県内に流行 の兆しがある 場合	3	制限－中	原則として、オンライン授業のみ	全面禁止	原則として、オンライン会議のみ	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤する職員は可能な限り少なくします。それ以外は在宅勤務とします。	◆現在進行中の実験・研究を継続するために必要な最小限の研究室関係者のみ、研究室主宰者の許可の下で研究室への立ち入りが可能です。 ◆立ち入る研究室関係者は、現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業とします。
【Lv3】 学内で感染 者が発生した 場合 または 緊急事態 宣言発令時	4	制限－大	オンライン授業のみ	全面禁止	原則として、オンライン会議のみ (経営の意思決定等に 係る会議は除く)	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の者が短時間出勤する体制とし、出勤者同士の面談を極力避けることとします。 それ以外は在宅勤務とします。 構内立入には所属長の許可を必要とします。	◆以下の研究室関係者のみ、研究室主宰者の許可の下で、研究室への立ち入りが可能です。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の者 2) 進行中の実験の終了または中断する業務に関わる者 3) 生物の世話、液体窒素の補充など研究材料やサーバー等の維持のために一時的に入室する者 ◆研究室主宰者は、立入許可者名を事前に連絡願います。 ◆守衛室で入構記録を残します。
	5	原則停止	オンライン授業のみ ※自宅に ICT 環境がない場合は、学部長等の許可を得て大学内で行うことができます。	全面禁止	オンライン会議のみ	全施設を閉鎖し、緊急的業務以外は、在宅勤務とします。 構内立入には法人局長・大学局長の許可を必要とし、守衛室で入構記録を残します。	◆大学機能の最低限の維持のために必要な場合に限り、学部長等組織代表者の許可の下で一時的に研究室への立ち入りが可能です。 ◆学部長等は、立入許可者名を事前に守衛室へ連絡します。 ◆守衛室で入構記録を残します。

*この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。